

令和 7 年 7 月吉日

関係団体の皆さま

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善・ばく露対策室
環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

工作物石綿事前調査者制度及び事前調査結果報告制度の周知に関する ポスター・リーフレットの送付について

日頃より建築物等の解体等における石綿のばく露防止及び飛散漏えい防止対策の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

石綿のばく露等の防止については、関係法令に基づき、建築物又は工作物等の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ石綿の使用の有無を調査（以下「事前調査」という。）することが事業者者に義務付けられています。

こうした中、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 2 号）、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年環境省令第 10 号）等の施行により、一部の工作物について、令和 8 年 1 月 1 日以降着工の工事から、工作物石綿事前調査者等に事前調査を行わせることが事業者者に義務付けられます。

また、一定規模以上の建築物及び特定工作物の工事については、関係法令に基づき、労働基準監督署及び都道府県等に事前調査結果を報告することが事業者者に義務付けられております。

今般、厚生労働省委託事業「令和 7 年度 改正石綿障害予防規則の周知広報事業」において、これらの制度を関係団体及び事業者の皆様に改めて周知するため、ポスター・リーフレットを作成しました。

貴団体におかれましては、同封のポスター・リーフレットの掲示・配布や web 掲載等により、会員事業者等への制度周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※このポスター・リーフレットは、「石綿総合情報ポータルサイト」の「リンク・資料」のページ（<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/material/#reaflet>）にも掲載しております。

※工作物石綿事前調査者制度は、「石綿総合情報ポータルサイト」の「工作物石綿事前調査者」のページ（<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>）を、事前調査結果報告制度は、「石綿総合情報ポータルサイト」の「石綿事前調査結果報告システム」のページ（<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>）を、それぞれご参照ください。

（配送元）

「令和 7 年度 改正石綿障害予防規則の周知
啓発事業」受託先事務局

株式会社ユニバース 担当：原・松下

TEL:03-6809-2581